⑵　国税連携ネットワークシステムの試験及び検査の実施

ア　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの開発、作成又は変更を行った際には、障害試験、負荷試験その他必要な試験を適切に実施すること。

イ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの試験を実施する場合には、ファイルの安全を確保するため、それぞれが個別に試験を行うことが可能となるよう、別途、試験環境を用意し、試験を行うこと。

ウ　国税連携ネットワークシステムの納入時又は受入れ時には、整備された検査手順に従い、セキュリティ機能が適切に組み込まれていることの検査を行うこと。

⑶　国税連携ネットワークシステムの開発等に際してのエラーの発生及び不正行為の防止

ア　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの開発、作成又は変更を行う際には、開発、作成又は変更の計画を策定し、開発、作成又は変更の責任者について体制図を作成した上で指定し、及びプログラムの作成、変更又は廃止を行う際には、責任者の承認を得て行う等、エラーの発生及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。

イ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの開発、作成又は変更の各段階で使用するドキュメントの様式を標準化すること。

ウ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの変更に応じてドキュメントを更新し、責任者に確認させること。

⑷　セキュリティ対策の定期的な見直し

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの変更を実施しない場合においても、定期的にセキュリティ対策の変更を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講ずること。

３　国税連携ネットワークシステムの運用保守等

⑴　アクセス権限の限定

国税連携ネットワークシステムを運用保守又は利用する職員に対して、電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、ファイル等に関し、アクセス権限を適切に付与し、適切に管理すること。

⑵　ファイアウォールによる通信制御

不正行為又は不正アクセス行為から国税連携ネットワークシステムを保護するため、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び機構サーバ間等、必要な部分には、ファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

⑶　電気通信関係装置の管理

エラーの発生又は不正行為により電気通信関係装置の不適切な運用が行われないようにするため、電気通信関係装置の管理に際しては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。また、通信については、電気通信関係装置相互の認証を行うこと。

⑷　通信相手との相互認証

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び機構サーバそれぞれの間の通信について、通信相手との相互認証を行うこと。

⑸　データの暗号化

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都